

山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領

（趣旨）

第1 山口県と県内市町が共同して実施する移住支援事業（創業）及び創業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

（事業の実施）

第2 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山口県内における移住・定住の促進に資するため、山口県と県内市町が共同して、移住支援事業（創業）及び創業支援事業を実施する。

（地域再生計画の作成等）

第3 移住支援事業（創業）及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、山口県と県内市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、山口県が代表して行うものとする。

（各事業の概要）

第4 移住支援事業（創業）及び創業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業（創業）

山口県が行う創業支援事業と連携し、東京圏、中京圏、近畿圏、広島県及び福岡県からの移住創業者に山口県と居住地の市町が協働して移住支援金を給付する。

2 創業支援事業

山口県が、創業支援機関を設置して社会的事業の創業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

（移住支援事業（創業））

第5 移住支援事業（創業）は、次のとおり実施する。

山口県は、事業の制度設計・全体管理、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、東京 23 区内からの移住者については、①に定める要件を満たす者のうち、③の要件を満たす創業をした者の申請に基づき、④に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては 100 万円、単身の場合にあっては 60 万円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。

また、東京圏、中京圏、近畿圏、広島県及び福岡県からの移住者については、②に定める要件を満たす者のうち、③の要件を満たす創業をした者の申請に基づき、④に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては 50 万円、単身の場合にあっては 30 万円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 50 万円を加算する。

① 東京 23 区内からの移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ進学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 山口県に転入したこと。
- b 地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））の交付決定がされた後であって、山口県において移住支援事業（創業）の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

c 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山口県及び市町が認める場合を除く。

d その他、山口県及び市町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 東京圏、中京圏、近畿圏、広島県及び福岡県からの移住等に関する要件
次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

ただし、①に該当する東京23区内からの移住者は除く。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

c ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 山口県に転入したこと。

b 山口県において移住支援事業(創業)の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこ

と。

b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、山口県及び市町が認める場合を除く。

d その他、山口県及び市町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

③ 創業に関する要件

第 6 に定める創業支援事業に係る創業補助金の交付決定を 1 年以内に受けていること。

④ 申請支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書及び本人確認書類に加え、上記①又は②の要件を満たし、かつ③の要件に該当することを証する書類を移住先の市町に提出する。

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①又は②の要件を満たし、かつ③の要件に該当すると認めるときは、交付を決定し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山口県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(3) 移住支援金の支給返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山口県に共有することとする。また、山口県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

(創業支援事業)

第6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業補助金の給付

山口県は、山口県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の創業を行う者に対して、当該創業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、創業補助金として交付する。ただし、創業補助金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 国の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ② 山口県内に居住していること、もしくは創業支援事業の事業期間完了日までに山口県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を山口県内で行う者。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

- ① 山口県が地域再生計画において定める分野において、デジタル技術を活用して地域の課題の解決に資する社会的事業として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
 - (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)
 - (エ) 創業をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタルの活用)
- ② 山口県の管内で実施する事業であること。
- ③ 国の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

(3) 対象経費

新たに創業する者が創業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

創業補助金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を山口県に提出する。

(2) 交付方法

山口県は、社会的事業に知見を有する複数（三名以上）の者からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て山口県が（１）の申請が（１）及び（２）の要件に該当すると認めるときは、交付を決定し、創業補助金を支給するものとする。

3 執行体制

山口県は、創業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、１及び２の業務を行う執行団体（事務局）を置くことができる。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5に定める移住支援事業（創業）

（１）第5（１）①に該当する場合

移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山口県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

（２）第5（１）②に該当する場合

移住支援金のうち山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山口県は、当該2分の1に相当する額を市町に交付することとする。

2 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、山口県が負担する。

（協力）

第8 山口県と市町は、移住支援事業（創業）及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業（創業）及び創業支援事業の実施に必要な事項は、山口県と県内市町が協議して定める。

附 則

1 この要領は、平成31年4月18日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和2年3月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

- 2 令和4年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和5年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月23日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和6年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月15日から実施する。
- 2 令和6年10月14日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和7年4月1日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 令和8年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。